

青森県報

第百六号

令和二年
一月十四日
(火曜日)

目次

公 告

- 県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……一
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域) ……二

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

令和二年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
-------	-----	--------------

八戸市豊洲三の二八

雑種地

一四、五四二・六五

二 予定価格

一億六千二百八十七万七千六百八十円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

2 入札日時

令和二年二月十三日 午前九時から

令和二年二月十九日 午後五時まで(必着)

土曜日及び日曜日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

令和二年二月二十六日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 令和二年一月二十四日午前十一時から、八戸市豊洲三の二八において現地説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社サンライフ興業

二 代表者の氏名 濱田伸興

三 主たる営業所の所在地

五所川原市大字唐笠柳字藤巻字五一七の一〇ラ・ル・レ二階

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第四〇〇四三五号

五 取消年月日 令和元年十月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社弘和工業

二 代表者の氏名 白戸博

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字大泉二六八の九

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一五五九四号

五 取消年月日 令和元年十一月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十一月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、浅瀬石川土地改良区の定款の変更を令和元年十二月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年一月十四日

中南地域県民局長 小 野 正 人

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭